

電子情報通信学会 システム情報ソサイエティ ME とバイオサイバネティックス研究専門委員会 研究奨励賞 選奨規定

(設置)

第 1 条 電子情報通信学会 情報・システムソサイエティ ME とバイオサイバネティックス研究専門委員会（以下、本委員会）に、研究奨励賞を設ける。

(目的)

第 2 条 研究奨励賞は、本委員会関連の研究分野の発展に対する将来の貢献を奨励することを目的とする。本委員会が企画する研究会において優れた内容の研究報告を行ったあらかじめ講演者として申込、該当回の技術研究報告に報告内容のあらましを提出かつ講演した者に対して、賞状を贈呈する。ただし、研究奨励賞は当該研究会の開催年度の 4 月 1 日において年齢 30 歳以下の者を対象とする（以下、対象者）。

(選考委員会)

第 3 条 研究奨励賞の受賞候補を選定するために、本委員会委員長は選考委員会を発足させ委員長に就任する。

2. 委員長は、本委員会の中から選考委員会委員を指名する。
3. 選考委員会は、会場世話人と協力して評価者若干名を指名し、開催地選考委員会を組織する。
4. 幹事・幹事補佐は委員長の命により選考委員会の会務を処理する。

(受賞候補の資格)

第 4 条 受賞を希望する者は、講演申込時に申告することによって、受賞候補の資格を得る。

2. 過去に本研究奨励賞を受賞したものは受賞候補の資格を得ない。
3. 応募は研究会開催地ごとに 1 人 1 論文とする。

(受賞の決定)

第 5 条 研究奨励賞の受賞者の決定は選考委員長からの委託に基づき開催地選考委員会が行う。委員長は本委員会に、研究奨励賞の応募件数と受賞件数、受賞者リスト（氏名、所属、題目）、開催地選考委員リスト（氏名、所属）を報告する。

2. 選考委員会での選考の議事詳細は公表しない。
3. 研究奨励賞は、研究会開催地ごとに対象者の概ね 10%を上限の件数として授与するが、本委員会の決定により増減させることができる。ただし、対象者の 10%が 1 名に満たない場合は、1 名とする。また、開催地選考委員会において、基準を満たす候補者がいないと判断される場合は、受賞者なしとすることができる。

(研究奨励賞の贈呈)

第 6 条 研究奨励賞の受賞者および選考経過の公表は原則として開催地の研究会時に行なう。賞状の贈呈は後日とすることができる。

(情報公開)

第 7 条 選考委員会は受賞者決定後に受賞者リスト（氏名，所属，題名）をホームページなどで公開する。

2. 選考委員会は請求に応じて応募件数と受賞件数，受賞者リスト（氏名，所属，題目）を公開する。

3. 第 7 条第 2 項以外の請求に関しては，非公開とする。

(規則の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は本委員会の議決を経るものとする。

(附則)

この規定は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

この規定は平成 30 年 3 月 14 日から施行する。